

市会議案第1号

吹田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和3年3月3日提出

吹田市議会議会運営委員会委員長 川本 均

吹田市条例第 号

吹田市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

吹田市議会委員会条例（昭和38年吹田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第12条の次に次の1条を加える。

（オンラインにより開催する委員会）

第12条の2 委員長は、非常災害又は重大な感染症の流行が生じたことにより、委員が招集場所に参集することが困難であると認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）により、又はオンラインを併用して委員会を開催することができる。

2 委員は、オンラインにより委員会に出席することを希望するときは、委員長の許可を得なければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

吹田市議会委員会条例現行・改正案対照表

\_\_\_\_\_は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(招集) 第12条 -----略-----</p>	<p>(招集) 第12条 -----略----- <u>(オンラインにより開催する委員会)</u> 第12条の2 委員長は、非常災害又は重大な感染症の流行が生じたことにより、委員が招集場所に参集することが困難であると認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）により、又はオンラインを併用して委員会を開催することができる。 2 委員は、オンラインにより委員会に出席することを希望するときは、委員長の許可を得なければならない。</p>